

# 消防組合からのお知らせ

～建物を利用される皆様の安心・安全のために～

## 重大な消防法令違反の情報 をホームページで公表

平成30年4月1日から

違反対象物の公表を行います。

### 違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した**重大な消防法令違反**をホームページにより公表する制度です。

### ▽公表の対象となる建物は

消防法上「特定防火対象物」と位置付けられている、映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設など、不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物が対象となります。

### ▽公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない**重大な消防法令違反**です。

### ▽公表の時期は

消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から起算して14日（消防組合が定める休日を除く。）を経過してもなお違反が認められる場合に公表し、違反が是正されるまでの間継続します。

### ▽公表の方法は

泉州南消防組合ホームページに掲載し、公表します。

### ▽公表の内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容等

## 建物関係者のみなさんへ

重大な消防法令違反の多くは、次のような場合に発生します。また、消防法令の規定により他に必要とする事項も発生する場合がありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- ・建物の増改築、大規模な模様替え、又は隣接する建物と接続する等の工事を行う。
- ・テナントの入替えを行う、又は建物全体を用途変更する。
- ・窓などの開口部をふさぐ、格子を付ける、又はフィルム等をはる。
- ・内装を木材等の可燃性のものに変更するなどの模様替えを行う。

公表の対象となる建物（消防法施行令（昭和36年政令第37号）より抜粋）

項	用 途
(1) 項イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場、客席を有する体育館など
(1) 項ロ	公会堂、集会場、公民館、結婚式場、葬儀場、町内会館など
(2) 項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの（※）
(2) 項ロ	遊技場、ダンスホール、ボウリング場、パチンコ店、ビリヤード場、ゲームセンター、カラオケ施設など
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗、その他これらに類するもの（※）
(2) 項ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオなど
(3) 項イ	料理店、茶屋、料亭、割烹、その他これらに類するもの（※）
(3) 項ロ	飲食店、喫茶店、スナック、居酒屋、食堂、そば屋、すし屋、レストランなど
(4) 項	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、家具店、電気器具店などの小売店舗、スーパーマーケット、携帯電話販売など
(5) 項イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの（※）
(6) 項イ	病院、診療所、助産所、医院、クリニックなど
(6) 項ロ (6) 項ハ	特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、障害者支援施設、デイサービス等の社会福祉施設、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、その他これらに類するもの（※）
(6) 項ニ	幼稚園、特別支援学校、幼稚園型認定こども園など
(9) 項イ	蒸気風呂、熱気浴場、その他これらに類するもの（※）
(16) 項イ	対象物の一部が上記の項の用途に供されているもの

（※）その他これらに類するものについて、不明な場合は遠慮なくお問い合わせください。

**「違反対象物公表制度」については、下記にお問い合わせください。**

**泉州南広域消防本部 警防部予防課**

泉佐野市りんくう往来北1番地の20 TEL 072-469-0886